

(仮称) 大山田安定型産業廃棄物最終処分場設置等事業計画の再意見書に対する見解書当該区分一覧表 (布引地区)

No.		意見	理由	見解（該当区分）
1	意見	P6-B7/8本事業の安全安心に関する保障についての「証明」の件で、「大津夢の里第2処分場の実績データ」を掲げているが、本事業との環境が違い、過去の実績はあくまで「実績」であり、将来を保証するものではない。管理型なら実績は適応出来ると思うが、安定型では相当しない。		E
	理由	持込品の有害物有無判定は、人間の感覚でしかなく、ヒューマンエラーは必ず発生する。 更に、判定基準は、科学的測定器を使用したデジタルではなく、アナログなので信用できない。		
2	意見	P18-2(2)(3) 雨水排水処理について、「地下が岩盤で地下水は見受けられない」とあるが、岩盤であってもクラックがあったり、岩盤の周囲を流れる可能性は否定出来なく、浸透水溜池で処理できない。		F・G
	理由	完全な排水処理は不可能		
3	意見	水道水源保護について 住民の一番心配するのは、工事完了後の経年における汚水である。県の廃止基準2年間は当然維持管理を継続するが、問題はそれ以降の管理について、計画書では県が確認すれば放置状態となる。		F・I
	理由	水道に係る水質を汚濁するおそれがある。		
4	意見	P19~14.DE持込廃棄物の内容確認は、環境省の「処置マニュアル」、排出事業者との「マニフェスト」契約等、規則に順応したとしても、現実現場では、人による判断であり、完全な実行は不可能であり、混入物の検査は視界の範囲でしかなく、過失行為は必ず発生する。		E
	理由	持込廃棄物の正否判断を、目視確認だけでは不可		
5	意見	大山田地区における「命の水」とも言える服部川の水質を、現状から多少なりとも変化(悪化)するような施設の建設は、自然環境の破壊に繋がり、将来の人格権・水利権・生存権が脅かされる。		B・F
	理由	伊賀市の「水道水源保護地域」に、産業廃棄物最終処分場事業は「管理型」以外は不要。		